

「空き家の有効活用による住宅確保等定住の促進」も盛り込
京丹後市コミュニティビジネス
ス応援条例（案）

京丹後市コミュニティビジネス応援条例案（パブリックコメント終了）は、第 3 条（施
策内容及び推進方法）の 2 に、「空き家の有効活用による住宅確保等定住の促進」も盛り込
んでいる。なおこの条例は、3 月議会で可決、4 月 1 日から施行する予定になっている。

京丹後市コミュニティビジネス応援条例案

<http://www.city.kyotango.lg.jp/shisei/sanka/public/h25/community/bosyu/documents/jyoreian.pdf>

（施策内容及び推進方法）

- 第 3 条 市は、地域活動団体等による地域課題を解決するためのコミュニティビジネスの
創出及び事業活動を応援するため、次に掲げる支援策を総合的かつ計画的に実施する。
- (1) コミュニティビジネスを推進するための財政的援助
 - (2) コミュニティビジネスを支える人材育成、コーディネート等
 - (3) コミュニティビジネスの啓発及び情報提供
- 2 市は、地域課題の解決、地域の活性化及び地域の暮らしの向上のための生活基盤の整
備並びに空き家の有効活用による住宅確保等定住の促進を図るものとする。
- 3 市は前項の施策を推進するにあたり、市民局の業務に関する必要な財政及びその運営
上の措置を講ずるよう努めるものとする。